

**半日型入浴特化デイ ほしのたにの湯**  
**指定地域密着型通所介護事業（指定相当通所型サービス）運営規程**

（事業の目的）

第1条 株式会社 mt.view が開設する 半日型入浴特化デイ ほしのたにの湯（以下「事業所」という）が行う指定地域密着型通所介護事業及び指定相当通所型サービス事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、生活相談員及び機能訓練指導員、介護職員（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある高齢者又は要支援状態等にある高齢者（以下「要介護高齢者等」という）に対し、適正な指定地域密着型通所介護又は指定相当通所型サービス（以下「指定地域密着型通所介護等」という）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話又は支援、機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、座間市、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 半日型入浴特化デイ ほしのたにの湯
- (2) 所在地 神奈川県座間市入谷東 4-60-33
- (3) 実施主体 株式会社 mt.view

（従業者の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務1名）

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

また地域密着型通所介護計画及び指定相当通所型サービス計画の作成を行う。

- (2) 生活相談員 1名以上（常勤・1名以上または、非常勤・1名以上）

生活相談員は、利用者及び家族からの相談を受けること、指定地域密着型通所介護等の業務に従事するとともに、事業所に対する指定地域密着型通所介護等の利用の申込に係る調整の補助、及び他の従業者と協力して地域密着型通所介護計画

又は通所介護相当サービス計画の作成の補助等を行う。

(3) 看護職員又は介護職員

看護職員は、健康管理の業務にあたる

ア 1単位目：1名以上（常勤兼務 1名以上）

イ 2単位目：1名以上（常勤兼務 1名以上）

介護職員は、指定地域密着型通所介護等の業務に当たる。

ア 1単位目：1名以上（常勤兼務 1名以上）

イ 2単位目：1名以上（常勤兼務 1名以上）

(4) 機能訓練指導員

機能訓練指導員は、機能訓練計画の策定及び機能訓練の実施、従業者の指導に当たる。

ア 1単位目：1名以上（常勤兼務 1名以上）

イ 2単位目：1名以上（常勤兼務 1名以上）

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から金曜日までとし、祝日も営業するものとする。

ただし、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間

8時45分から17時45分までとする。

(3) サービス提供時間

1単位目 午前9時30分から午前12時35分

2単位目 午後13時50分から午後16時55分

(利用定員)

第6条 利用定員は、指定地域密着型通所介護、指定相当通所型サービスを合計して次のとおりとする。

1単位目 8名                      2単位目 8名

(指定地域密着型通所介護等の内容)

第7条 指定地域密着型通所介護等の内容は次のとおりとする。

(1) 入浴

(2) 日常動作の機能訓練

(3) 趣味活動

- (4) 健康チェック
- (5) 送迎
- (6) 介護相談

(利用料等)

第8条 指定地域密着型通所介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定地域密着型通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に記載の負担割合の額とする（詳細は別紙の料金表のとおり）。

2 第10条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定地域密着型通所介護等に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えてからの実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えてから、片道概ね1km毎に50円を加算するものとする。

3 利用者の希望によるその他の費用は、次の額を徴収する。

(1) おやつ代 200円（おやつ・飲水代含む）

(2) オムツ代 100円、パット代 50円

(3) マスク代 50円

(4) 教養娯楽費 実費

(5) キャンセル料 予定介護費10割分の25%を徴収致します。

※ 利用前日の17時30分までに連絡がなく当日キャンセルとなった場合

※ 請求に関しましては口座引き落としでの請求になります。

別途、振り込み・引き落としの際に手数料が発生することがあります。

その際は、ご家族様負担となりますので、ご理解の程、宜しくお願い致します。

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業者は、指定地域密着型通所介護等の提供中に、利用者の病状に異変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、

座間市の一部（入谷東・入谷西・明王・緑ヶ丘・立野台・座間・新田宿・四ツ谷・相武台4丁目・栗原中央1丁目、2丁目、3丁目、4丁目・西栗原1丁目、2丁目）

海老名市の一部（上今泉、上今泉1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目・下今泉2丁目、3丁目、4丁目、5丁目）とする。

※その他の周辺地域について、応相談により対応を検討する。

（サービス利用にあたっての注意事項）

第11条 利用者は、介護サービスの提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意するものとする。

- （1）送迎前、送迎中、サービス利用中にかかわらず、健康状態に異常がある場合には、遅延なくその旨を管理者に連絡し、症状に応じたサービスの提供を受けるようにすること。
- （2）従業者による安全管理上の指示には必ず従うこと。
- （3）飲酒・喫煙は禁止とする。
- （4）金銭、貴重品は原則施設内に持ち込まない。
- （5）利用者の営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は禁止する。
- （6）施設内の設備・備品等の利用に際しては、従業者の指示に従い十分に注意すること。
- （7）常備薬、保険給付の対象となっているサービス以外の介護用品等、管理者及び職員が必要と認めたものは、持参すること。
- （8）家族等、緊急時等の連絡先を必ず申し出ること。
- （9）利用開始時には、必ず介護保険被保険者証等の提出を行うこと。

（衛生管理）

第12条 衛生管理の対策として事業所は、利用者に対するサービスの提供において衛生管理に努め、別途定める事業所内感染対策マニュアルにより必要な対応を行う。また、感染症の予防及びまん延を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- 2 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、従業者に対する研修及び訓練を実施。
- 3 その他感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置（委員会の開催、指針整備等）。

（業務継続計画（BCP）の策定等）

第13条 感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に開催するなどの措置を講じる。

（非常災害対策）

第14条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は、火気・消防等についての責任者を定め、消火、通報及び避難の訓練

を年2回以上定期的に行う。

(事故発生時の対応)

- 第15条 指定地域密着型通所介護等の提供中に、利用者に事故が発生した場合には、速やかに座間市、ケアマネージャー、利用者の家族等、必要に応じて連絡を行うとともに必要な措置を講ずる。
- 2 事故及び事故に際して採った処置について記録する。
  - 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(損害賠償)

- 第16条 事業者は、居宅介護支援の実施にあたって、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償する。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではない。

(個人情報保護)

- 第17条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情及び相談に対する体制)

- 第18条 利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した指定地域密着型通所介護等に関する要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
- 2 苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録する。

(虐待防止に関する事項)

- 第19条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
  - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
  - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は指定地域密着型通所介護等の提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに座間市に通報するものとする。
- ※虐待防止責任者 : 管理者 諸星 昌明

(身体拘束等の原則禁止)

- 第20条 事業所は、指定地域密着型通所介護等の提供にあたっては、利用者又は他の利

用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

#### （ハラスメント）

第21条 事業者は適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の職場環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

- 1) 従業員に対するハラスメント指針の周知・啓発・研修を実施する。
- 2) 従業員からの相談に応じ、適切に対処するための体制を整備する。
- 3) その他ハラスメント防止のために必要な措置を講じる。

- 2 事業者は利用者またはその身元引受人ないしご家族、その他関係者の著しい迷惑行為（注1）により事業者の事前の申し入れにもかかわらず改善の見込みがない場合は、その理由を記載した文書により、契約を解除することがある。

#### （注1）

- ・身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- ・個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけ、おとしめる行為
- ・意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

#### 【ハラスメント相談窓口】

- 1) 管理者・諸星昌明： 046-204-8573
- 2) 法務省人権擁護局： 0570-003-110

#### （従業員の研修）

第21条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 継続研修 年4回

(その他)

第22条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は株式会社 mt.view と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

【附 則】

この規程は、令和7年8月1日から施行する。